

事務連絡  
令和4年5月20日  
令和4年8月10日最終改正

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### サル痘に関する情報提供及び協力依頼について

我が国では、サル痘については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、4類感染症に位置づけ、サル痘の患者を診断した医師は、都道府県知事等に対して直ちに届け出ることを義務づけています。

本年5月以降の欧米を中心としたサル痘の国際的な感染の拡大については、「サル痘に関する情報提供及び協力依頼について」（令和4年5月20日付け（令和4年7月19日最終改正）厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）に基づく対応をお願いしているところですが、先般、国内でサル痘患者の発生が確認されたことも踏まえ、引き続き、国内外の発生動向等に注意する必要があります。

貴職におかれましては、別添について、管下の医療機関にご周知頂き、臨床症状からサル痘を疑う患者の対応についての相談や情報提供があった場合には、厚生労働省健康局結核感染症課に連絡をお願いします。また、疑い事例が発生した場合には、別添の対応につき、ご協力をお願いします。

なお、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会宛てに発出しておりますことを申し添えます。

**本件に関して、別添を修正いたしました。（主な改正箇所は太字下線）**

#### 【連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課  
担当：川村、東良、杉原  
電話番号：03-3595-2257  
メールアドレス：variants@mhlw.go.jp